

関係各位

田布施町農業委員会

会長 南 一成

農地の権利移動及び転用等許可申請の窓口〆切について

平素より、本町農業委員会行政に関して格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業委員会で取扱をしている農地の権利移動及び転用等について、令和7年度の総会議案で取り扱う申請の農業委員会窓口〆切は下記の通りとしますのでご確認ください。

記

〆切日			
令和7年 4月議案	3月25日(火)	10月議案	9月25日(木)
5月議案	4月25日(金)	11月議案	10月24日(金)
6月議案	5月23日(金)	12月議案	11月20日(木)
7月議案	6月25日(水)	令和8年 1月議案	12月19日(金)
8月議案	7月25日(金)	2月議案	1月23日(金)
9月議案	8月25日(月)	3月議案	2月25日(水)

申請	部数	進達先	許可書等発行時期
農地法第3条(農地の権利移動)	正1部	農業委員会会長	〆切からおよそ3週間
農地法 第4条 第5条 (農地の転用)	・農地区分が農用地区域 または第1種農地 ・転用面積が3,000㎡以上	田布施町長	〆切からおよそ5週間
	上記以外の申請	〃	〆切からおよそ4週間
農地転用 事業計画 変更承認	平成29年4月以降許可	田布施町長	〆切からおよそ4週間
	平成29年3月以前許可	山口県知事	〆切からおよそ5週間
現況確認	正1部(確認書のみ2枚)	農業委員会会長	〆切からおよそ3週間
水田埋立畑地造成届出	正1部	〃	〆切からおよそ3週間
許可外転用	正1部	〃	〆切からおよそ3週間

【注意事項】 (共通)

- ・締切日は各月ごとに必ず確認をお願いします。
- ・申請書類の不備・不足によっては、申請を受理できない若しくは許可書等の発行が遅延することがあります。

【農地転用についての注意事項】

- ・トラブル防止のため、転用許可を受ける事業計画について隣接地の地権者等と事前に協議をして下さい。
- ・転用許可申請をする前に、既存の暗渠排水等を十分に確認した上で土地利用計画図に記載して下さい。
- ・許可を受けられる期間は最長2年間ですが、事業目的と事業完了までの期間が適正かどうか審査します。
- ・事業完了までに、許可後3ヶ月、及びその後1年を経過するごとに事業進ちょく状況報告書を提出して下さい。
- ・転用事業が完了した場合、すみやかに事業完了報告書を提出して下さい。
- ・転用許可を受けた事業主体、事業計画、許可期間いずれかが変更となる場合は事業計画変更申請が必要です。

- ・許可内容と異なる事業が実施され、事業計画変更申請がされていない場合、許可を取り消すことがあります。
- ・転用目的が自己用住宅または建売住宅の場合、敷地面積概ね 500 m²以下、建ぺい率 22%以上になるようにして下さい。

※建ぺい率の計算方法（山口県農地法関係事務処理要領より抜粋）

$(\text{住宅部分水平投影面積})+(\text{車庫面積})+(\text{倉庫面積})/[\text{全体面積(一体利用地含む)}]-(\text{取付道路+法面等})\times 100$

・太陽光発電設備の場合、上記の建ぺい率の計算方法を準用し、パネルの占有率概ね 30%以上になるようにして下さい。また、太陽光発電設備を目的とした転用許可申請の場合、田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく書類の写し(太陽光発電設備設置届出書:様式第 5 号並びに説明会経過報告書:様式第 3 号又は事前周知措置概要報告書:様式第 4 号)を許可申請書に添付して下さい。要綱の詳細は町民福祉課環境係(0820-52-5810)までお問い合わせ下さい。隣接地等の地権者との協議が適正に済んでいると判断できない場合、許可書等の発行が遅延することがあります。

・資材置場を目的とした転用は、まず一時転用により目的が達成できるか否かを検討して下さい。恒久転用でなければ目的が達成されない場合は、資材置場に置く資材の種類及び数量を整理し、既存の資材置場の状況等、事業上の必要性を細かく説明して下さい。また、国からの資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて（令和 6 年 3 月 28 日付 5 農振第 3179 号農林水産省農村振興局長通知）により、許可条件に「工事の完了の報告があった日から 3 年間、6 か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けるものとします。

田布施町農業委員会 事務局

Tel 0820-52-5805

fax 0820-53-0140